



I 消防広域化の必要性

(1) 人口減少に伴う財源制約

本県では、今後さらに人口減少が進む中、各市町村の将来的な税収見通しは不透明であり、各消防本部の財源確保に係る制約が強まる懸念がある。

(2) 消防サービスの需要増大

高齢化の進行に伴う救急出動件数の増加や南海トラフ地震等の大規模災害への対応等、消防サービスの需要は今後ますます増大することが見込まれる。

(3) 県内消防本部の状況

県内15消防本部のほとんどが小規模消防本部であり、間接部門（総務業務、通信指令業務等）に多くの労力を割かなければいけない状況にある。

(4) 課題解決に向けた今後の方向性

(1)～(3)の状況を踏まえ、将来にわたり必要となる現場の消防力を確保していくためには、常備消防組織を一本化することで、間接部門をスリム化し、生じた余力を直接部門（現場業務）に振り向けることができる広域化が必要である。

II 消防広域化基本構想の性格

消防広域化基本構想は、広域化の趣旨や新たな組織の骨格、さらには、新体制への移行スケジュールについて、県として最も望ましいと考える試案を提示するもの。

III 消防広域化基本構想（骨子案）

第1章 消防広域化の趣旨及び目的

今後人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の維持及び確保を図ることを目的として、県内全市町村の常備消防組織及び県が行う消防活動のうちの現場機能を担う組織を一元化する。その中で、本部機能の集約を通じて間接部門（総務業務、通信指令業務等）をスリム化し、生じた余力を直接部門（現場業務）に振り向けるとともに、消防サービスの高度化を図り、県民の安全・安心の確保に資する。

第2章 新たな組織の骨格案

1 新法人の設立及び組織

(1) 新法人の組織形態

広域連合（地方自治法第284条第3項）

(2) 新法人の名称

「広域連合高知県消防局（仮称）」（以下「県消防局」という。）

(3) 広域連合の構成員

全市町村及び県で構成（市町村消防本部と県の消防防災航空センター及び消防学校が一体となることで、より強固な現場力を発揮）

(4) 執行機関

ア 知事及び全市町村長の選挙により選出された広域連合長及び広域連合長が任命する副広域連合長1名を置く。

イ 広域連合長、副広域連合長及び各地域を代表する市町村長（4名程度）の計6名程度で構成する広域連合役員会（仮称）を設置する。

ウ 消防吏員の長として、広域連合に消防局長（仮称）を置く。

(5) 議決機関

県及び市町村の議会議員の選挙により選出された議員による広域連合議会（12名程度）を置く。

(6) 組織図 別添のとおり

2 所掌事務

(1) 市町村消防事務（消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）

(2) 県消防事務（消防防災航空センター及び消防学校の事務）

※上記のほか、市町村と協議の上、市町村の消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理の事務を受託することができるものとする。

3 財政及び財産

(1) 分賦金

ア 市町村は、市町村消防事務等に要する経費（広域連合債の発行に係る公債費を含む。）について、次の(ア)及び(イ)の合算額を分賦金として負担する。

ただし、新組織設立後消防事務の組織・業務の一本化が完成するまでの間においては、(ア)の額のうち、各市町村における常備消防サービスの実態に鑑み、過大と認められる額を控除することができるものとする。

(ア) 全県域を通じた基礎的な常備消防サービスを賄うための財源として、各市町村の普通交付税における常備消防費に係る基準財政需要額等に応じて算定した額（基礎サービス分）

(イ) 各市町村域における付加的な消防サービスを賄うための財源として、各市町村が広域連合と協議して定める額（付加サービス分）

イ 県は、県消防事務に要する経費（広域連合債の発行に係る公債費並びに広域連合事務局及び県消防局本部の運営経費のうち県の受益に係る部分を含む。）について、分賦金として負担する。

(2) 財産の取扱い

土地は無償貸与を受け、その他の財産は無償譲渡を受ける。

(3) 債務の取扱い

広域化前の債務は構成団体に存置される。

4 市町村との連絡調整

(1) 広域連合の事務全般については広域連合役員会（仮称）を通じて行う。

(2) 各市町村区域に係る事務については各方面消防本部を窓口として行う。



広域連合高知県消防局（仮称）組織図（案）

広域連合役員会（規約で定める※1）

- (1) 委員長
広域連合長※2
- (2) 副委員長
副広域連合長
- (3) 委員
市町村長（各方面消防本部（中央方面消防本部を除く。）が管轄する市町村から選出された市町村長（4名程度））

会計管理者

広域連合事務局

県消防局

本部

消防局長

次長（本部担当）

総務課

警防課

救急課

予防課

消防指令センター

第2期完成

消防防災航空センター

消防学校

次長（方面消防本部担当）

方面消防本部：5

消防署：20

分署所：20

安芸方面消防本部長（兼安芸消防署長）

安芸消防署

中芸消防署

室戸消防署

馬路分所

東洋分署

中央東方面消防本部長（兼南国消防署長）

南国消防署

香南消防署

香美消防署

嶺北消防署

南国北部分署

香北分署

大豊分署

中央方面消防本部長（兼高知中央消防署長）

高知中央消防署

高知北消防署

高知東消防署

高知南消防署

高知西部分署

旭分署

高知東部分署

三里分署

中央西方面消防本部長（兼須崎消防署長）

須崎消防署

四万十清流消防署

土佐消防署

高吾北消防署

仁淀消防署

中土佐分署

津野山分署

葉山分署

四万十清流西部分署

宇佐分署

仁淀川分署

吾北分署

日高分署

幡多方面消防本部長（兼四万十消防署長）

四万十消防署

黒潮消防署

宿毛消防署

土佐清水消防署

四万十西土佐分署

大月分署

三原分署

広域連合議会
※県及び市町村議会議員から選挙により議員を選出（12名程度）※2

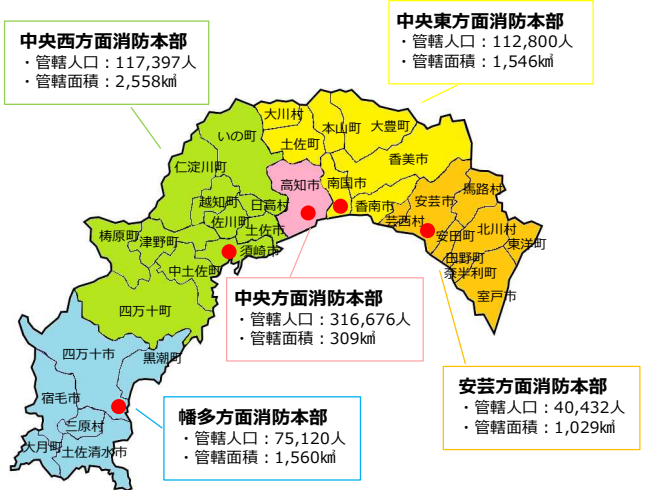
広域連合議会事務局

監査委員 → **監査委員事務局**

選挙管理委員会 → **選挙管理委員会事務局**

公平委員会 → **公平委員会事務局**

広域連合事務局が各事務局を兼務



※1 地方自治法における「理事会」には当たらない。
 ※2 間接選挙で選出